



よくある質問

令和3年4月改訂

目次

1. 上映媒体貸出対象についての質問	2
Q: 上映媒体貸出対象について詳しく教えてください	2
Q: 高校生や大学生などを対象とした教育目的の上映会への貸出しは可能ですか?	2
Q: 検討視聴会への貸出しはできますか?	2
Q: 勉強会や研修会などへの貸出しはできますか?	2
Q: 民間企業ですが、地方自治体と連携した上映会に対する貸出しは可能ですか?	2
Q: 民間企業ですが、地域の子どもたちを対象に上映会に対する貸出しは可能ですか?	2
Q: 民間企業ですが、社員研修で活用するために貸出しは可能ですか?	2
Q: 上映媒体貸出の対象に、「その他環境省が適正と判断した上映会等」とありますが、適正と判断する基準について教えてください。また、実施の可否についての結果通知まで期間はどれくらいと考えればいいですか?	2
2. 申込み期間についての質問	3
Q: 申込みはいつからできますか?	3
Q: イベント開催 15 日前を過ぎてしまいましたが申込みはできますか?	3
Q: 2022 年度の授業で上映を検討していますが、申込みは可能ですか?	3
3. 上映媒体についての質問	3
Q: 上映媒体の種類は何がありますか?	3
Q: 上映媒体の音響を教えてください。	3
Q: 「本編ディスク」と「トレーラーディスク」は必ず両方借りる必要がありますか?	3
Q: 届いた上映媒体が再生できない場合はどうすればいいですか?	3
4. 上映媒体貸出についての質問	3
Q: 複数枚の貸出しはできますか?	3
Q: 貸出時に費用は必要ですか?	3
Q: 会場費だけでも参加者に負担してもらうことはできますか?	3
5. 広報時、広報資材についての質問	4
Q: イベント名などに『ガラスの地球を救え！』等の表記を使用したいです	4
Q: チラシなどに記載する際の作品紹介及び表記に関して教えてください	4
Q: チラシ・小冊子・ポスターがもっと欲しいのですが追加はできますか?	5
Q: 提供されるチラシ・ポスターに会場名などを記載することはできますか?	5
Q: 提供されるロゴやキービジュアルを地元の広報紙に載せたい	5
Q: あらすじなどを地元の広報紙に載せたい	5
Q: 声優などの写真は使えますか?	5
6. 上映環境についての質問	5
Q: 上映時のルールについて教えてください	5
Q: 上映会に必要な機材を教えてください。	5
Q: 上映会実施上の注意事項を教えてください。	5

1. 上映媒体貸出対象についての質問

Q: 上映媒体貸出対象について詳しく教えてください

A: 貸出し対象となる者の条件は、主に小・中学生を対象とする取組みであり、以下1. 2. の主体が「主催」又は「共催」であるものとなります。

- 1 地方自治体
- 2 教育機関（教育委員会・小学校・中学校・高校・大学等）

なお、1. 2による「後援」「協力」での貸出しは原則できません。地方自治体等により委託されている事業、施設、組織等からの申込みの際は必ず、地方自治体責任者の明記をお願いいたします。

この他、上映方法によっては対象外となる場合がありますので、詳しくは「上映時のルールについて」(p5)をご確認ください。

Q: 高校生や大学生などを対象とした教育目的の上映会への貸出しは可能ですか？

A: 可能です。利用申込書を事務局へ提出してください。

Q: 検討視聴会への貸出しはできますか？

A: 地方自治体、教育機関が主催又は共催する小・中学生を対象とした上映会の実施を検討する場合は、対象となります。

Q: 勉強会や研修会などへの貸出しはできますか？

A: 地方自治体、教育機関が主催又は共催する小・中学生を対象とした勉強会や研修会などの場合は、対象となります。

Q: 民間企業ですが、地方自治体と連携した上映会に対する貸出しは可能ですか？

A: 小・中学生を対象とし、地方自治体の「主催」「共催」であるなど条件を満たすものについては貸出しできます。ただし、申込みの際、地方自治体責任者を記載することが必要条件となります。

Q: 民間企業ですが、地域の子どもたちを対象に上映会に対する貸出しは可能ですか？

A: 民間企業のみによる取組みの場合は、対象とはなりません。地方自治体及び教育機関による、小・中学生を対象とした取組みとして推進しておりますので、予めご了承ください。

Q: 民間企業ですが、社員研修で活用するために貸出しは可能ですか？

A: 対象とはなりません。地方自治体及び教育機関による、小・中学生を対象とした取組みとして推進しておりますので、予めご了承ください。

Q: 上映媒体貸出の対象に、「その他環境省が適正と判断した上映会等」とありますが、適正と判断する基準について教えてください。また、実施の可否についての結果通知まで期間はどれくらいと考えればいいですか？

A: 「その他」とは主催者が地方自治体や教育機関以外の場合です。COOL CHOICE 推進に特に寄与するものであって、以下の要件を満たすものとしませんが、詳しくは、事務局へお問い合わせの上、利用申込書を提出してください。

- 実施目的が地球温暖化の意識啓発であり、対象者を小・中学生としていること。
 - 上映会に適切な環境を整備し、鑑賞料無料の非営利な上映会であること。
 - 地方自治体又は教育機関がその取組みに賛同し、後援や協力などの位置付けを明示していること。
- 実施の可否については、申込みから1週間以内に事務局より連絡いたします。

2. 申込み期間についての質問

Q: 申込みはいつからできますか？

- A: 2022年3月15日までの上映会であれば、いつからでもお申込みいただくことは可能です。
上映会から15日前までにお申し込みください。
— 広報資材及び映像媒体がお手元に届く日（到着日）は、貸出希望日の初日となります。
— 一事前広報を実施される場合、先に広報資材のみお送りします。利用申込書に広報開始期日を記入の上、広報資材を必要とされる期日を明記してください。
-

Q: イベント開催15日前を過ぎてしまいましたが申込みはできますか？

- A: 直接、事務局へ電話でお問い合わせください。
-

Q: 2022年度の授業で上映を検討していますが、申込みは可能ですか？

- A: 2022年度の実施については、現在申込みを受けることができません。
-

3. 上映媒体についての質問

Q: 上映媒体の種類は何がありますか？

- A: 「本編ディスク」と「トレーラーディスク」を、「DVD」と「ブルーレイディスク」で用意しています。
なお、本編ディスクは、「英語字幕」、「日本語字幕」でも用意しています。
本編の上映のみを行いたい場合は「DVD」もしくは「ブルーレイディスク」の「本編ディスク」を申込みしてください。トレーラーは公式サイトで視聴できるものと同じ内容です。
-

Q: 上映媒体の音響を教えてください。

- A: 上映媒体の音響はステレオです。
-

Q: 「本編ディスク」と「トレーラーディスク」は必ず両方借りる必要がありますか？

- A: どちらか片方だけの貸出でも問題ありません。必要なものだけ申込みしてください。
-

Q: 届いた上映媒体が再生できない場合はどうすればいいですか？

- A: 事務局へご連絡ください。良品と交換いたします。
-

4. 上映媒体貸出についての質問

Q: 複数枚の貸出しはできますか？

- A: 原則、複数枚での貸出はご遠慮いただいております。
複数枚数の貸出し希望の場合、利用申込書とは別に実施概要書を提出してください。その上で、検討させていただきます。改めて事務局より連絡いたします。
-

Q: 貸出時に費用は必要ですか？

- A: 貸出しに関しては、利用申込書に掲載されている範囲は全て無償です。その範囲であれば送料/返送料についても原則負担していただくことはありません。
-

Q: 会場費だけでも参加者に負担してもらうことはできますか？

- A: 参加者からの費用徴収はご遠慮ください。（貸出しの対象外となります。）
-

5. 広報時、広報資材についての質問

Q: イベント名などに『ガラスの地球を救え！』等の表記を使用したいです

A: 表記、記載方法に関しては主催者側での判断に委ねます。

上映会などに『ガラスの地球を救え！』プロジェクトや『ガラスの地球を救え！』と記載するのは上映会主催者のご判断にお任せいたします。ただし、『ガラスの地球を救え！』『地球との約束』『私たちの未来』といった固有名詞の改変は行わないでください。

■表記ルール

- 名称 : 地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』
- プロジェクト名称 : 『ガラスの地球を救え！』プロジェクト
『ガラスの地球を救え！』
- 各作品名称 : 地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』『地球との約束』
地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』『私たちの未来』

同一紙面上に『ガラスの地球を救え！』プロジェクトのロゴが掲載されている場合、「地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』」の記載は必要ありません。

■ロゴ掲載無し

- ・地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』『地球との約束』

■ロゴ掲載時

- ・「地球との約束」

本プロジェクト名称を主催、共催、協力等へ記載する必要はありません。

ロゴなど広報資材のデータ提供をご希望の場合は、利用申込書「データ素材提供依頼」項目にチェックを入れてください。使用上の注意事項などは、別途事務局からメールにて送付いたします。

Q: チラシなどに記載する際の作品紹介及び表記に関して教えてください

A: 下記の表記を参考に掲載してください。

■地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』プロジェクト

■アニメ「地球との約束」

製作・著作：環境省

企画・制作：一般社団法人日本動画協会『アニメ NEXT_100』

アニメーション制作：株式会社手塚プロダクション

■アニメ「私たちの未来」

製作・著作：環境省

企画・制作：一般社団法人日本動画協会『アニメ NEXT_100』

アニメーション制作：日本アニメーション

本プロジェクト名称を主催、共催、協力等へ記載する必要はありません。

Q: チラシ・小冊子・ポスターがもっと欲しいのですが追加はできますか？

A: 規定数のみのご提供となっております。ご了承ください。

Q: 提供されるチラシ・ポスターに会場名などを記載することはできますか？

A: 会場名などを記載することは可能です。利用には、利用申込書「データ素材提供依頼」項目にチェックを入れてください。

使用上の注意事項などは、別途事務局からメールにて送付いたします。

Q: 提供されるロゴやキービジュアルを地元の広報紙に載せたい

A: 利用申込書「データ素材提供依頼」項目にチェックを入れてください。

使用上の注意事項などは、別途、事務局からメールにて送付いたします。

Q: あらすじなどを地元の広報紙に載せたい

A: 公式サイト作品紹介の文言を使用してください。

Q: 声優などの写真は使えますか？

A: ご使用はご遠慮ください。

人物の写真には肖像権がありますので、当方でご用意する「チラシ」「ポスター」「小冊子」以外の利用は一切お断りさせていただいております。

6.上映環境についての質問

Q: 上映時のルールについて教えてください

A: 本編を不自由なく見ることができる環境のみ「本編ディスク」を貸し出ししています。

イベント会場などでの展示として本プロジェクトの映像を流す場合は、「トレーラーディスク」の内容をループ再生することのみ許されております。

本編を不自由なく見ることができる環境とは以下を満たしている場所のことを指します。

- ① 椅子がモニターに向かって設置されている
- ② 屋根がありブース（囲い）で区切られている
- ③ 着席で本編上映を終始鑑賞できる
- ④ 出入り、入れ替えが自由な環境ではない

なお、著作権の保護等の観点から以下のような場所での上映はお断りさせていただきます。

- ① 通りすがりで立ち止まれば誰でも見ることができる
- ② 展示会場などで常時上映される 等

Q: 上映会に必要な機材を教えてください。

A: 上映会では「プロジェクター」「スクリーン」「プレイヤー」「スピーカー(音響設備)」が必要です。

- ・「プロジェクター」にスピーカーが付いていない場合は別途「スピーカー」を用意してください。
- ・会議室や学校の教室で上映を行う際は、備え付けのテレビなどでも上映が可能です。
- ・施設の設備担当の方と一度ご相談ください。

Q: 上映会実施上の注意事項を教えてください。

A: 上映の際は必ず事前に、著作権侵害防止の観点から、録音・撮影機器の持込みの禁止及び携帯電話の電源を切っていただくこと等を告知の上、上映を行ってください。

上映前案内例)

本日は地球温暖化の意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』上映会にご来場いただき誠にありがとうございます。

開演に先立ちましてご来場のお客様にお願い申し上げます。

客席内での飲食はご遠慮ください。また 全館禁煙となっております。

携帯電話アラーム付腕時計などはほかのお客様のご迷惑となりますので、必ず電源をお切りくださいますようお願いいたします。

また、許可のない写真撮影、録音、録画は固くお断りいたします。

小中学生向け上映前案内例)

本日は地球温暖化意識啓発アニメ『ガラスの地球を救え！』上映会にご来場いただき誠にありがとうございます。

上映中のマナーをご案内いたします。

上映中のおしゃべり、迷惑行為はご遠慮ください。

携帯電話、アラーム付腕時計などの電源をお切りください。

また、許可のない写真撮影、録音、録画は固くお断りいたします。

また、感染症予防の観点から、上映会の実施に当たっては、その開催時期や条件（密閉空間・密集場所・密接場面を避ける）等、政府や地方自治体から発表される最新の方針等を踏まえて、必要な対応をしてください。